

# 自立準備ホームでの取組及び 民間支援団体のネットワーク化について

一般社団法人 日本自立準備ホーム協議会  
代表理事 高坂 朝人

# 自己紹介

**氏名** 高坂 朝人（たかさか あさと）

**年齢** 39歳

**現住所** 愛知県尾張旭市

**学歴** 中学卒業

**家族** 父（広島）、母（福岡）、3つ離れた弟（福岡に単身赴任）  
妻（38歳）、長女（中学3年）、次女（小学4年）

**肩書** 一般社団法人日本自立準備ホーム協議会 代表理事

全国再非行防止ネットワーク協議会 代表

NPO法人再非行防止サポートセンター愛知 理事長

KOSE株式会社 代表取締役

愛知県再犯防止連絡協議会 委員

エフエムとよた コウセイラジオ パーソナリティー

**更生に関する視察で行ったことがある国** デンマーク、オランダ、台湾、韓国、フィリピン

**夢** 世界中の再非行を減らし、笑顔を増やすこと



僕は、犯罪者でした。



# 恥ずべき過去 15回の逮捕

13歳 非行の始まりは、非行が認められたこと

14歳で広島市の暴走族に加入 失いたくない居場所ができた

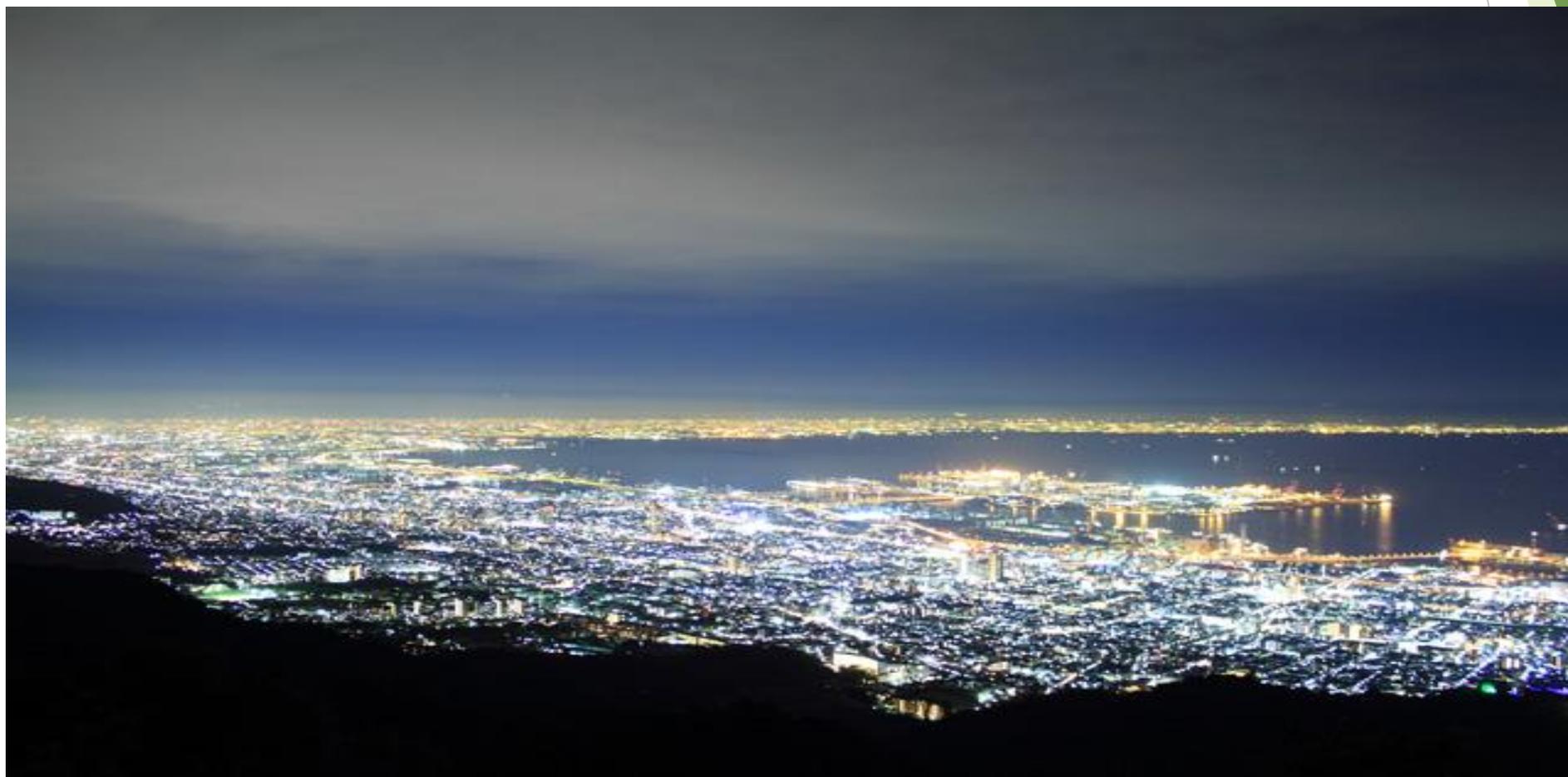
16歳で松山学園（短期の少年院） 「おかえり」と迎え入れ、暴走族

18歳で大分少年院（比較的長期で1年半） 非行仲間が帰りを待っていた

21歳から広島市の暴力団準構成員 「お前の船に乗った」と言われた

鑑別所3回、少年院2回、拘置所1回、両胸・両腕に刺青

逃げて、本当に良かった



# 自立準備ホームについて

- ▶ 生活基盤が整わないまま再犯を繰り返す人の社会復帰支援が課題となる中、これまで更生保護施設に限定されてきた、行き場のない刑務所出所者等の受け入れ先を多様化するという観点から、平成23年度から、宿泊場所を管理するNPO法人や社会福祉法人等に対して、国が宿泊場所、食事の提供及び毎日の自立準備支援を委託する新たな取組が始まりました。
- ▶ 更生保護施設には、一定の設置基準や処遇基準がありますが、多様な事業者が参加できるよう、更生保護施設並みの基準を設けず、①法人格を有していること、②暴力団等反社会性のある団体又は個人との関係がないこと、③経営が安定しており、事業が確実に実施できること、④関係法令の違反がなく、事業運営について社会的信望を有すること、⑤保護観察や更生緊急保護の意義や内容を十分理解していること、⑥個人情報情報を適切に管理していること、のいずれの要件をも満たしている法人等となっています。

- ▶ 受託事業を実施することを希望する場合には、事業者は、自立準備ホームの所在地を管轄する保護観察所に登録希望書を提出し、保護観察所は、上記要件を満たし、かつ、地域の実情等を総合的に勘案し、必要と認める場合に、当該法人等を登録します。登録は、各年度毎に更新の手続を行うこととなっています。
- ▶ 刑務所等の出所者の中には、帰住先が確保できないまま出所し、再犯に至る者が多数に上ることや、帰住先がない者ほど矯正施設等への入所を繰り返し、再犯に至る期間が短いなど、生活の基盤となる「住居」を確保することは、再犯防止を図る上で欠かすことができません。これまで更生保護施設が中心となり、こういった行き場のない矯正施設等の出所者等について、国の委託を受けて収容保護し、社会生活に適応させるための生活指導等を行われていましたが、それでもなお行き場のない矯正施設等の退所者等が多数に上ることなどから、法務省では更生保護施設の受け入れ機能を強化するとともに、平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」による住居確保の施策として開始された民間施設を「自立準備ホーム」と呼び、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等が管理する施設の空きベッド等を活用して、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託するものです。（法務省HPより参照）

# NPO法人再非行防止サポートセンター愛知

○設立 2014年3月（NPO法人認証は、2014年8月）

○法人所在地：名古屋市守山区元郷2-105

○法人連絡先 080-2636-7183

○理事・スタッフ・監事 合計17名（全員、有償ボランティア）

非行経験あり2名：少年院経験者1名、少年刑務所経験者1名

我が子が非行経験あり：2名

非行経験なし13名：保護司、医療・職員、弁護士、自営業、教諭師など

スタッフ男女比：男性5名、女性12名。

○サポート人数

150名を超える。

内訳：施設内サポートと在宅サポート：約66名

住まいのサポート：85名（男子67名、女子18名）

# 「再非行を減らし、笑顔を増やしたい」

- 鑑別所（付添人）38回
- 少年院面会、手紙

施設内

サポート

社会内

サポート

- 就労、就学、余暇

- 自立準備ホーム
- 一時保護委託
- アフターホーム

衣食住

サポート

家族向け

サポート

- 電話、メール、面談
- 少年院・保護観察所、保護者会

# 自立準備ホーム「4 sホーム」

2015年12月から開始 部屋数：9室

特徴：原則、1棟に1室を賃貸。入居者同士の接触なし。

受け入れ実績：85名。（男子67名、女子18名）

保護観察所の委託：52名、その他は児相など。

## 支援内容

- ・矯正施設内から面会を重ねる。
- ・入居時に必要な、衣類、布団、スマホ、日用品など支給。
- ・入居中の、家賃、光熱費、食費は、本人負担なし。
- ・毎日、スタッフが部屋を訪問して、面接、食事提供。
- ・就労支援は、保護観察所、就労支援事業者機構と連携。
- ・必要に応じて、区役所や病院に同行、医療や福祉との連携。
- ・保護観察所とは、月に1回、会議をおこなう。
- ・担当保護司は、法人スタッフの保護司が担当。

## 4 s ホームのルール

①保護観察の遵守事項を必ず守ってください。

②毎日17時～21時の間に、ホームを訪問するので、在宅し、面接と食事提供を受けてください。  
仕事がある人は仕事の都合に合わせて希望時間を前日に教えてください。また、勤務先のシフトが出たら、教えてください。  
仕事が無い人はこちらが指定した時間に住居にいるようにしてください。

③入所後、速やかに自立へ向けた具体的な行動計画を立てるとともに、職員と相談をしながら職に就いてください。  
無職の時は、毎日就職活動を行ってください。

④職員に給料（現金又は通帳等）を保管してもらい、自立のための貯金をしてください。保管したお金の一部を生活費等として返還する頻度は、原則として週1回とするので、申し出てください。

⑤車・バイクの所有、車・バイクの免許取得は、原則禁止です。

⑥非行グループに所属すること、刺青を入れることは禁止です。

⑦実家であっても無断外泊は禁止です。23時以降に他者を居室内に入れることと、泊まらせることは禁止です。18歳未満は、23時から6時の外出は禁止です。

⑧金銭の貸し借りは禁止です。

⑨テレビの備え付けはありません。希望があれば無料で貸し出す事もできますが、NHKの受信料、テレビの修理などの料金は本人負担となります。

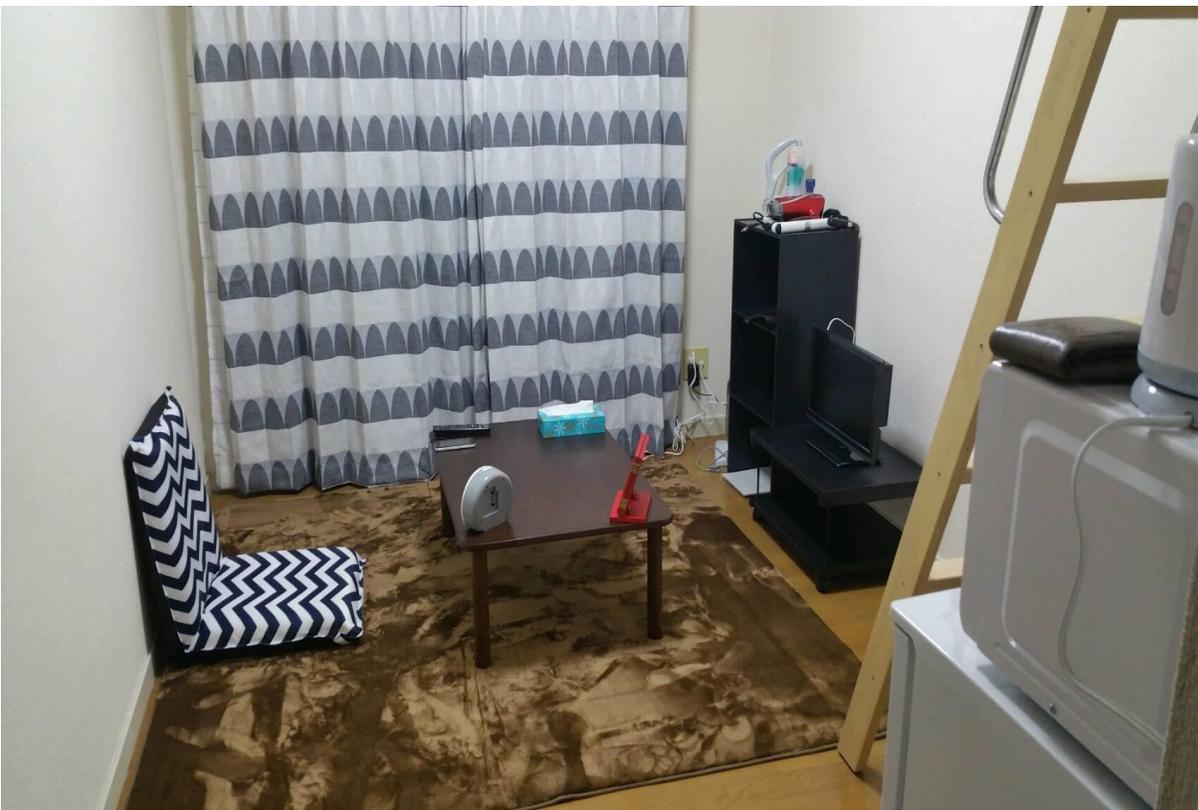
⑩24時間、音信不通の場合は、合鍵で居室内の確認を行います。内鍵も解除します。警察に、家出人届を出します。居室内確認等の結果、帰所することが明らかでない状態であると判断した場合は、ホーム退去扱いとします。  
その後も、30日間、音信不通の場合は、居室内にある私物・貴重品等を処分します。

上記①～⑩のルールを守れない場合は、4 s ホームを退去していただくこととなります。  
国のお金から家賃や光熱費や食費が出ていることを理解し、自分自身が幸せになるための大切な生活にしましょう。

4 s とは、『(s)信頼関係』『(s)スマイル』『(s)サポート』『(s)幸せを願う』という意味が込められています。

上記の説明を理解し、4 s ホームのルールを守って生活することを約束します。

令和 年 月 日 氏名



**Aさん 女性 事例**

**サポートスタート年齢：18歳**

**初回面談場所：保護観察所**

**罪名：ぐ犯**

**○サポートのきっかけと内容**

**就労支援団体より相談があり、住まいのサポートの希望**

**○サポート内容**

- ① 自立準備ホームで住まいのサポート**
- ② 精神科の病院への入院や、関係機関との調整**

**○サポートをさせてもらい、皆さんと共有したいこと**

- ① ぐ犯（令和2年で、女子少年院入院者の非行名の4番目は、ぐ犯9.5%。令和3年版犯罪白書）**
- ② 虐待と壮絶な経験（令和2年で、女子少年院入院者の68.6%は被虐待経験。令和3年犯罪白書）**
- ③ 命を最優先、住まいの選択肢を増やすこと。**

# 若年女性支援の内容

- ① チームで共有。グループLINEとチャットワークの活用。
- ② 担当は、女性。住まいのサポート中の訪問時は、男性は玄関対応。
- ④ 矯正施設等からサポートスタートし、社会でもサポート。
- ⑤ 非行経験がある、我が子が非行経験がある、非行経験のないチーム。
- ⑥ スタッフは、無償ではなく有償ボランティア。（活動費を自腹にしない）
- ⑦ 住まいのサポートは、1棟1室契約、一人暮らしのサポート付き。

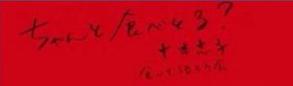


## 全国再非行防止ネットワーク協議会 設立記念イベント

～3つの民間団体が1つになったからできること～

(共催)  
NPO法人食って語ろう会(広島)  
NPO法人チェンジングライフ(大阪)  
NPO法人再非行防止サポートセンター愛知(愛知)

**2018年8月17日(金)**  
**18:30～20:30**  
**ウインク愛知903**  
(名古屋市中村区名駅4丁目4-38)  
定員: **60名**(先着順)  
**(無料)**




**<タイムスケジュール>**  
18:00～ 受付開始  
18:30～18:35 開会あいさつ  
18:35～18:50 設立趣旨・決意表明  
(代表 高坂 朝人氏)  
18:50～19:05 官民連携への挑戦  
(副代表 野田詠氏氏)  
19:05～19:20 空腹と孤独  
(顧問 中本忠子氏)  
19:20～ 休憩  
19:30～20:25 矯正と保護パネルディスカッション  
・小山定明 様  
(法務省矯正局少年矯正課長)  
・荒木龍彦 様  
(近畿地方更生保護委員会委員長)  
・コーディネーター 近田憲久氏  
(再非行防止サポートセンター愛知 副理事長)  
20:25～20:30 閉会あいさつ  
平本憲夫氏 (食って語ろう会 副理事長)

**<全再協の目的>**

- ★非行少年の幸せのために県域を越えて連携。
- ★団体間で学び合い、サポートの質を向上。
- ★非行防止の政策提言。

**参加申し込み**

参加方法: 電話、又は、メールにて  
①氏名②所属③連絡先を教えてください。  
お問い合わせ先:  
090-8542-0792(事務局:川合)  
zensaikyo@yahoo.co.jp



# 全国再非行防止ネットワーク協議会（全再協） 設立の目的

① 県外で更生したい青少年をサポート！

② 少年院在院中に、帰住調整が困難となり  
少年院の在院期間が、標準教育期間より延期となる  
少年をゼロにしたい！

# 法務省矯正・保護局の方々と再非行防止官民連携意見交換会の開催

- ① 全国の自立準備ホーム向けのアンケート調査（411事業者→237事業者）
- ② 全国の少年院向けのアンケート調査（48少年院・5年間で168人）



# 一般社団法人 日本自立準備ホーム協議会（日準協）

## 令和4年3月21日設立

### 罪を犯した人は、一人で更生は難しい。

### 犯罪性のない信頼できる人と本人に 合った住まいが必要。

日本自立準備ホーム協議会設立記念講演会・シンポジウム



## テーマ 立ち直り支援… 自立準備ホームは何を求められているか…

自立準備ホームは、平成23(2011)年4月に「緊急的住居確保・自立支援対策」として制度が導入されてから10年が経過し、現在も、刑務所出所者等の帰住先として重要な役割を担っている。  
今後とも、罪を犯した者や非行少年等が、地域で立ち直り、社会で着実に生活していくには非常に厳しい環境にあるが、全国の自立準備ホームが連携し、広く地域社会で彼らを受け入れ、社会復帰に繋げ、更生保護を着実なものとするために、活動を積極的に展開したい。  
現在、国や自治体において各種施策が推進されているなか、自立準備ホームとしてその役割の一端を確実に担うとともに、さらに、入所者たちの状況に応じた立ち直りを支援していく。

**入場無料** 日時 令和4年3月21日(月・春分の日) 13時～17時  
場所 独立行政法人国立青少年支援機構  
国立オリンピック記念青少年センター カルチャー棟小ホール  
東京都渋谷区代々木神楽町3-1  
参加者 自立準備ホーム事業者、司法、矯正、更生保護、福祉関係者、一般市民  
定員 会場 120名(先着順) on-line 300名  
ソーシャルディスタンスに配慮しています。  
\*コロナ感染状況により会場定員が変更になることがあります。\*

●基調講演 検事総長 林 眞琴氏

演題

### 立ち直り支援と再犯防止



●シンポジスト

●コーディネーター



遠山 香氏  
自立準備ホーム  
岐阜グループ副代表



オーバホーム啓子氏  
自立準備ホーム  
ワンネスグループ副代表



黒本 直之氏  
自立準備ホーム  
あみさか代表



西村 朋子氏  
法務省保護局地域連携課  
社会復帰支援部長



穂葉 保氏  
慶応大学社会学部客員教授



酒井 邦彦氏  
弁護士・元広島高等検察庁  
検事長

後援 / 法務省、日本更生保護協会、全国更生保護法人連盟、全国更生保護連盟、日本更生保護女性連盟、日本BBB連盟、全国司法支援事務推進機構  
主催 / 全国再犯防止ネットワーク協議会、日本自立準備ホーム協議会(国務)設立準備会

お申し込みは <https://sgfm.jp/f/njk2022>

※スマホから申込可能▶

お問い合わせ:090-8542-0782(事務局 川谷まで)  
メールアドレス:zensaikyo@gmail.com または、kawai@yume-dodo.net(個人メール)

会場参加の場合のみ、FAX 申込も可能 (申込書は裏面)



## 自立準備ホームの課題と、日本自立準備ホーム協議会が取り組むこと

### ①刑務所の満期出所者の課題

課題：令和2年の満期釈放者は、7,440人。その内、43.9%の人は、帰住先が「その他」となっている。「その他」とは、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。

取り組むこと：本人が刑務所入所中に、引き受けを検討できる事業者が、面会と文通を重ねて、出所時に迎えに行く。

### ②少年院の仮退院者の課題

課題：法務省矯正局、全国の少年院から協力を得て、全国再非行防止ネットワーク協議会が全国の少年院向けのアンケート調査を実施した。平成27年度～令和2年度の5年間で、全国の少年院を出院した人の内、帰住先の調整が難航して、在院期間が延びた人が168人いたことがわかった。

特に、1回目の入院者、女子について、その傾向が強いことがわかった。

取り組むこと：不安な気持ちの保護者の相談を受けて、保護者に寄り添う。引き受けを検討できる事業者が本人と面会と文通を重ねて、早めに、引き受けの調整をおこなう。

### ③罪を犯して住まいに困っている人が多いが、自立準備ホームの空室が多い課題

課題：令和3月4月1日現在の自立準備ホーム登録事業者数は、447事業者。令和2年度の委託実人員は1,719人。全国の自立準備ホームの最大委託人数の半数以上が、自立準備ホームとして活用されていない現状がある。

取り組むこと：全国8つの地方の自立準備ホームが、それぞれの地方更生保護委員会の会議室において、地方自立準備ホーム勉強会、研修会を重ねて、研鑽を積む。そして、地方更生保護委員会や保護観察所との信頼関係を構築し、保護観察所から、自立準備ホームの空室への委託の壁をなくしていく。

#### ④情報の課題

課題：罪を犯したあとに住まいがなくて困っている人や、住まいに困っている人を支援している人が、自立準備ホームについての情報が少なく、繋がっていなかったり、支援を受ける判断も難しい。

- ・自立準備ホームがどこにあるかということや、空室があるかわからない。
- ・自立準備ホームではどのような支援を受けることができるのか、どのような生活なのかかわからない。
- ・どうしたら、自立準備で生活することができるかわからない。

取り組むこと：自立準備ホーム事業者に、日本自立準備ホーム協議会が取材をおこない、自立準備ホームの情報がわかる冊子を作成する。まずは、支援者に情報を届けるために支援者に冊子を郵送する。郵送先の候補は、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、弁護士会、地域生活定着支援センター、家庭裁判所など。

#### ⑤自立準備ホーム事業者の研修機会と、横の繋がりの機会がないことの課題

課題：自立準備ホーム事業者になるためには、所在地の保護観察所に登録。その後、研修がない。自立準備ホーム事業者の情報は非公開になっており、自立準備ホーム同士の横の繋がりもなく、事業者が孤軍奮闘していることが多い。

取り組むこと：8つの地方において、地方自立準備ホーム勉強会、研修会を定着させる。地方ごとの自立準備ホーム代表（日本自立準備ホーム協議会の理事）を決めて、それぞれの地方の連携を深める。

#### ⑥自立準備ホーム事業者が、課題と感ずることの発信や、政策決定者等への提言の課題

課題：自立準備ホーム事業者が課題と感ずていることをまとめて整理し、社会に発信したり、法務省保護局や、政策決定者への提言がしっかりできていない。

取り組むこと：研究者の協力を得て、科学的根拠のある課題を、発信、学会での発表、政策提言をおこなう。

# 一般社団法人 日本自立準備ホーム協議会

## 理念

- ①孤独と空腹を無くし、居場所をつくる。
- ②仲間と寄り添い、信頼の貯金を増やす。
- ③自分と未来は変えられる。でも一人では変えられない。

## ミッション

- ①罪を犯した人の住まいの選択肢を増やす。
- ②自立準備ホーム同士と関係機関との連携。
- ③自立準備ホームの処遇能力の向上。

# 支援の原点は、自分が受けた真心

- ① スキーに連れて行ってくれた。 交番の警察官
- ② 彼女が犯人隠避で逮捕。腹割って、話してくれた。 鑑別所の先生
- ③ 涙を流して、立ち直りを信じてくれた。 調査官
- ④ 夢を聞くのではなくて、夢を語ってくれた。 少年院の先生
- ⑤ 大切な家族が住んでいる家に笑顔で招き入れてくれる。 保護司
- ⑥ 本を差し入れ。少年院にも手紙。半年に1回ぐらい細く長い縁。 弁護士